

所得基準

入居者及び同居者の所得の合計月額が158,000円以上の世帯がご入居いただけます。
うち、家賃減額を受けられるのは487,000円以下の世帯です。

所得の合計月額の算出方法 公営住宅法で定める所得基準の計算方法は次の通りです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{本人の所得金額 (円)} \\ + \\ \text{家族の所得金額 (円)} \end{array} \right) - \text{親族控除額 (38万円} \times \text{人数)} - \text{特別控除額 (下記該当分を)} = \text{所得の合計月額}$$

12ヶ月

控除の種類	控除の内容	控除金額
1 親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	380,000円
2 老人控除対象配偶者	所得税法の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	100,000円
3 老人扶養控除	所得税法の扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
4 特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円
5 寡婦・寡夫控除	所得がある寡婦または寡夫。但し、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除	270,000円
6 障害者控除	障がい者の方がいるとき	270,000円
7 特別障害者控除	特別障がい者の方がいるとき	400,000円

※控除の種類2～7は市区町村発行の課税（所得）証明書又は、源泉徴収票の扶養控除の欄でご確認ください。

■所得の計算方法（概略）

所得金額・・・給与収入の方：源泉徴収票の給与所得控除後の欄、確定申告の方：確定申告書の所得金額

例

令和●年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 自分の住所	氏名 キョウヨタロウ 給与太郎	(受給者番号) 1011
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	7,000,000	5,100,000	2,220,000
源泉徴収税額			194,500
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の額	社会保険料等の金額
有	1	1	780,000
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料等の金額	国民年金保険料等の金額
		180,000	100,000
扶養親族未納者	本人の障害者	中途退・退職	受給者生年月日
			* 40 4 1
支払者	住所(居所)又は所在地 会社の住所	氏名又は名称 会社名	(電話) 03-0000-0000

例：本人、妻、小学生（10歳）、母（72歳）の4人家族の場合
給与の源泉徴収票の②給与所得控除後の金額をみます。

②給与所得控除後の金額 5,100,000
親族控除（本人を含まない為3人×380,000） - 1,140,000
老人扶養控除（母親が72歳の為 100,000） - 100,000

3,860,000

12ヶ月

= 321,666